

災害時における災害用トイレ等の保有・提供及び運用に関する無償支援協定

大津市（以下、「甲」という。）と、株式会社日映志賀、株式会社大津衛生社、株式会社タケノウチ及び大五産業株式会社（以下、「乙ら」という。）並びに滋賀県環境整備事業協同組合（以下、「丙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害並びに重大な事故その他の不測の事態の発生時において、被災者、避難者等の生活環境の悪化を防止し、衛生的かつ円滑な応急対応を実施するため、災害用トイレ等の保有・提供及び運用に関する無償支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害発生直後から仮設トイレ等が設置されるまでの初動期において、確実に使用可能な災害用トイレ等（以下、「対象物資」という。）を円滑に供給から使用後の回収・処理までを一体的に支援する体制を構築することにより、大津市における実効性の高い災害時トイレ対策の確保を目的とする。

（協力の範囲）

第2条 甲が乙ら及び丙に協力を要請する範囲は次に掲げるものとする。

- （1）対象物資の提供及び甲の指定する場所への運搬
- （2）その他協議の上定める事項

（想定する協力期間）

第3条 協力期間は、発災直後から仮設トイレ等の恒常的な衛生設備が整備されるまでの概ね3日程度（発災後の初動期）とする。ただし、状況により甲、乙ら及び丙協議の上、これを延長することができる。

（配備及び保有）

第4条 配備及び保有は、次に掲げるところにより行うものとする。

- （1）平時において、乙ら及び丙は、主として大津市内全域への対象物資の円滑な供給体制を維持するため、対象物資を別表のとおり常時配備し、及び保有するものとする。
- （2）災害発生時において、乙らは、主として大津市内全域への対象物資の円滑な供給体制を確保するものとし、乙らによる対応が困難な場合は、丙がこれを補完するものとする。

（更新及び管理）

第5条 対象物資の更新及び管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- （1）乙ら及び丙は、対象物資の使用期限を適切に管理し、当該期限までに、乙ら及び丙の責任において新たな物資に更新するものとする。
- （2）乙ら及び丙は、前号の更新及び管理の状況について、第10条第2項に定める連絡体制の確認に当たり、併せて報告するものとする。
- （3）別表の事項に変更が生じたときは、甲乙ら丙が協議の上、これを定めるものとする。

（提供要請及び提供）

第6条 甲は、災害発生時において、甲が対象物資の提供を必要と認めた場合は、乙らに対しその提供を要請するものとする。ただし、乙らが当該要請に応じることができない場合又は乙らによる提供のみでは必要数量を確保できない場合は、甲は丙に対し、対象物資の提供を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として書面（別記様式第1号）によるものとする。ただし、緊急

を要する場合には口頭又は電話、電子メールその他の電子的手段により行い、事後速やかに書面で確認するものとする。

- 3 乙ら又は丙は、自らの事業継続に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに対象物資を提供するものとし、業務の完了後は書面（別記様式第2号）により甲に報告するものとする。
- 4 前各項の規定は、乙ら及び丙が他の自治体等に対して、対象物資の提供を妨げるものではない。この場合、乙ら及び丙は、当該提供について遅滞なく甲に連絡するものとし、乙ら及び丙は甲への対象物資の円滑な提供に支障が生じないように、対象物資の補充及び確保に最大限努めるものとする。
- 5 甲は、市外の自治体等から対象物資の提供要請を受けた場合、乙ら及び丙に対し、当該自治体等への提供を要請することができる。この場合、提供の可否、数量、方法等については、甲乙ら丙が協議して定めるものとする。

（収集及び運搬）

第7条 対象物資使用後の固形汚物袋及び不要となった対象物資については、乙らが収集及び運搬を行うものとする。ただし、乙らによる収集及び運搬が困難である場合は、丙が自らの組合に加盟する事業者をしてこれを行うものとする。

- 2 前項の収集及び運搬は、乙らが締結している既存の災害時協定又は廃棄物処理に関する協定に基づき実施するものとする。

（費用の負担）

第8条 本協定第4条から第7条までに掲げる事務の遂行に要する費用（対象物資の配備及び保有、更新及び管理、提供要請及び提供、対象物資使用後における補充、収集及び運搬等の一切の費用を含む。）は、乙ら及び丙が負担するものとする。

（第三者への賠償責任）

第9条 乙ら及び丙は、この協定に基づく業務中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、甲に報告の上、その賠償の責を負うものとする。

- 2 乙ら及び丙がこの協定に基づく業務の実施中に天災等自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙ら及び丙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告するものとする。

（情報共有及び連携）

第10条 甲、乙ら及び丙は、平常時から連絡体制の整備、情報交換及び必要な協議を行い、災害時において円滑に本協定が機能するよう努めるものとする。

- 2 前項に定める連絡体制については、年1回を目途に相互に確認するものとする。なお、変更が生じた場合は、その都度、相互に報告する。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙ら丙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（適用）

第12条 協定の有効期間は協定締結の日から令和9年3月31日までとする。以後、甲、乙ら、丙のいずれかの申出のないときは、この協定の有効期限を1年延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙ら丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年10月2日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長

乙ら 大津市木戸1178
株式会社日映志賀
代表取締役

大津市本堅田六丁目24番16号
株式会社大津衛生社
代表取締役

大津市大石中六丁目2番20号
株式会社タケノウチ
代表取締役

大津市大江二丁目1番8号 共立ビル2-A
大五産業株式会社
代表取締役

丙 大津市富士見台57番47号
滋賀県環境整備事業協同組合
理事長

別表 組合事務所等における対象物資の配備

組合事務所等の所在市町	数量(回)	備考
滋賀県	10,000	滋賀県環境整備事業協同組合
	10,000	滋賀県下水道保全事業協同組合高島事業所
大津市	56,000	株式会社日映志賀 14,000 株式会社大津衛生社 14,000 株式会社タケノウチ 14,000 大五産業株式会社 14,000
彦根市	20,000	市内の組合員の事業所
近江八幡市	14,000	市内の組合員の事業所
草津市	24,000	市内の組合員の事業所
守山市	14,000	市内の組合員の事業所
栗東市	12,000	市内の組合員の事業所
甲賀市	14,000	市内の組合員の事業所
野洲市	10,000	市内の組合員の事業所
湖南市	10,000	市内の組合員の事業所
高島市	10,000	市内の組合員の事業所
東近江市	20,000	市内の組合員の事業所
米原市	8,000	市内の組合員の事業所
日野町	6,000	町内の組合員の事業所
竜王町	4,000	町内の組合員の事業所
愛荘町	6,000	町内の組合員の事業所
豊郷町	4,000	町内の組合員の事業所
甲良町	4,000	町内の組合員の事業所
多賀町	4,000	町内の組合員の事業所
滋賀県内総数	260,000	

協力要請書

年 月 日

株式会社

代表取締役

様

大津市長

「災害時における災害用トイレ等の保有・提供及び運用に関する無償支援協定」第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 その他必要な事項

【担当者】

所属：

職氏名：

電話番号：

FAX：

E-mail：

完了報告書

年 月 日

大津市長 様

株式会社
代表取締役

「災害時における災害用トイレ等の保有・提供及び運用に関する無償支援協定」第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 支援協力日
- 2 支援内容（トイレの配布個数・提供先等）
- 3 責任者の氏名・連絡先
- 4 その他必要な事項

【担当者】

所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：